

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
20	<p>指摘事項 1</p> <p>○ 墓地使用料について</p> <p>普通墓地と芝生墓地との区分はあるものの、草刈や除雪等の管理に要する経費に差はなく、墓地を永久に借入れられる当該使用料は土地の利用に伴い負担する費用と考えられるため、同じ墓園内で普通墓地と芝生墓地で1㎡当たりの単価が異なるのは不合理である。</p> <p>一方で、芝生墓地の造成予定が無く普通墓地のみが造成される中で、芝生墓地の使用料についても、1㎡当たりの単価に違いが生じないよう普通墓地と同じ単価に改定した場合、芝生墓地使用者間で使用料の不均衡が生じる懸念がある。これについては、普通墓地使用者間では既に1㎡当たりの単価に違いが生じており、普通墓地と芝生墓地を区分して芝生墓地使用者に対しては単価改定を行わないということの方が不均衡といえる。</p> <p>今後、使用料を見直す際は普通墓地と芝生墓地の1㎡当たりの単価に違いが生じないように改定する必要がある。</p>	<p>墓地使用料については、基本的に造成費用を基に算出しておりますが、草刈や除雪等に係る費用は別途、管理料として定額でいただいております。ご指摘の墓地使用料の見直しについては、他の公立墓園、市内の寺院等の状況等を調査しながら、使用料のあり方について検討してまいります。</p> <p>(企画総務課)</p>	<p>墓地使用料は、墓地造成に係る総事業費を墓地の区画面積で除して求めており、普通墓地と芝生墓地の造成単価は異なっております。中核市を対象に調査を実施したところ、各市の実情によって様々な算定方法をとっており、また1㎡あたりの単価については、当市と同様に墓地の種類によって差異があることなど、取扱いは様々となっております。</p> <p>当市においては、普通墓地と芝生墓地は同じ敷地内で管理を行っておりますが、墓標の設置基準や、墓地の整備方法などの観点から種類の異なる墓地であると考えております。</p> <p>芝生墓地は現在、全ての区画で使用者が決定し、使用料は納付済であることから、芝生墓地にかかる事業費は償還済であると考えており、返還による新たな使用者を決定した場合についても現行の使用料を引き続き適用することが適当と考えます。</p> <p>(企画総務課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ： 保健所に係る財務事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
20	<p>指摘事項 2</p> <p>○ 古川墓園に係る墓地管理料の改定について</p> <p>盛岡市は、市墓園条例において利用料金の決定時期が明確に示されていないことから、当該年度に係る利用料金について、当該年度の徴収時期までの期間において総会の議決を経て定められた利用料金は市墓園条例の規定に基づく適正な手続によるものと考えていた。そのため、平成25年度に係る利用料金（墓地管理料）については、市墓園条例第22条第2項の規定に基づき同条例第21条に定める墓地管理料の額の範囲内で指定管理者が定めたものになり、同条例の規定に抵触するものではないと解釈していた。</p> <p>一方で、利用料金の決定時期については、盛岡市古川墓園の管理運営に関する基本協定書第7条において、「古川墓園管理協議会は盛岡市の定める日までに、条例第22条第2項の規定により、市長の承認を得て、利用料金の額を定めなければならない」と定められているにも関わらず、期限の定めを行わず、総会決議後に市長の承認も得ていなかった。</p> <p>市墓園条例第22条第3項には「使用者は、墓地の使用の許可を受けた日の属する会計年度から、毎年度利用料金を支払わなければならない。」と規定されていることから、継続的に使用している使用者にとっては、年度当初の利用料金で徴収されることが</p>	<p>古川墓園に係る墓地管理料の改定における手続きの不備については、市墓園条例及び指定管理者と締結している盛岡市古川墓園の管理運営に関する基本協定を十分に理解していないことに起因し、市において指定管理者への指導が図られていないため生じたものであります。</p> <p>今後、利用料金の決定にあたっては、事前に市長の承認を行うことや料金改定の際は前の年度に行うよう、条例及び協定に従った指導及び管理を徹底するよう努めてまいります。</p> <p>(玉山総合事務所税務住民課)</p>	<p>平成27年度分の利用料金の決定にあたっては、26年度内に市長の承認手続きを行っております。</p> <p>なお、今後においても、利用料金の決定や料金改定の際は、条例及び協定に従った指導及び管理を徹底するよう努めます。</p> <p>(玉山総合事務所税務住民課)</p>

	<p>予見される。そのように考えると、利用料金の改定がある場合には、年度途中の改定ではなく、改定事業年度より前の年度に行うことが必要である。</p> <p>また、利用料金の改定の重要性から、盛岡市の定める日までに利用料金の額を定めるよう基本協定に記載し、かつ市長の承認を得るようにしているのだから、盛岡市は利用料金の改定手続の管理を徹底する必要がある。</p>		
--	--	--	--

様式1

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
31	<p>指摘事項3</p> <p>○ 業務委託契約に係る仕様書と報告様式(歯科)について</p> <p>仕様書と報告内容は整合するべきであるため、必要な項目を確認し仕様書又は報告様式を修正するべきである。</p>	<p>仕様書と報告内容が整合するよう報告書様式を修正いたします。</p> <p>(企画総務課)</p>	<p>仕様書と報告内容が整合するよう報告書様式を修正いたしました。</p> <p>(企画総務課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
55	<p>指摘事項 7</p> <p>○ 自己負担金の徴収について</p> <p>シーラント予防充填に係る自己負担金は、私法上の債権に基づき徴収する実費で、地方自治法施行令第158条1項各号にある私人にその徴収又は収納の事務を委託することができる歳入に当たらないことから、これを契機に公法上の債権と私法上の債権とを明確にし、適切な債権管理に繋げるべきである。</p>	<p>シーラント予防充填に係る自己負担金は、私人にその徴収又は収納の事務を委託することができないものと認識しており、平成26年度から契約の中で、既に自己負担金は市の歳入ではなく、医療機関（私人）の収入として区別し、措置しているものです。</p> <p>(健康推進課)</p>	<p>シーラント予防充填に係る自己負担金は、市の歳入とせず、医療機関（私人）の収入として区別しました。</p> <p>(健康推進課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
66	<p>指摘事項 9</p> <p>○ 健康診査の対象者について</p> <p>健康診査の対象者について「平成25年度保健所概要」と「健康診査実施要領」との間に記載内容の不一致があることから、書類間の記載内容の統一を図る必要がある。</p> <p>対象者の定義を見直し、例外的対応についても健康診査実施要領等に織り込み、制度内の対応であることを明確化する必要がある。</p>	<p>「保健所概要」と「健康診査実施要領」の記載内容については、統一してまいります。</p> <p>また、対象者の例外的対応についても、実施要領に盛り込み明確化してまいります。</p> <p>(健康推進課)</p>	<p>平成27年度から「保健所概要」と「健康診査実施要領」の記載内容を統一し、健康診査の対象者については盛岡市に居住地を有する年度末年齢40歳以上の人で、(1)生活保護受給者、(2)中国残留邦人支援給付受給者、(3)その他市長が認めた者としております。</p> <p>また、対象者の例外的対応については、(3)の対象者とし、健康診査実施要領に盛り込みました。</p> <p>(健康推進課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
67	<p>指摘事項10</p> <p>○ 健康診査の自己負担金について</p> <p>65歳以上で後期高齢者被保険者証を所持している人の自己負担額について、「平成25年度保健所概要」と「健康診査実施要領」との間に記載内容の不一致があることから、書類間の記載内容の統一を図る必要がある。</p>	<p>「保健所概要」と「健康診査実施要領」の記載内容については、統一してまいります。</p> <p>(健康推進課)</p>	<p>平成27年度から「保健所概要」と「健康診査実施要領」の記載内容を統一し、特定健康診査、後期高齢者健診と同様に、健康診査も自己負担額を無料としました。</p> <p>(健康推進課)</p>

平成 26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
68	<p>指摘事項11</p> <p>○ 成人検診受診券等の納品・検収について</p> <p>納品が分割して行われる場合は、その都度実際の業務執行日に検収を実施する必要がある。</p>	<p>成人検診受診券と胃がん検診受検票の納品書を分割し、それぞれの納入時に検収を行ってまいります。</p> <p>(健康推進課)</p>	<p>平成27年度から成人検診受診券と胃がん検診受検票の納品書を分割し、それぞれの納入時に検収を行いました。</p> <p>(健康推進課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
72	<p>指摘事項13</p> <p>○ 成人歯科健康診査の目標達成評価について</p> <p>もりおか健康21プランに係る計画を策定するに当たっては、情報収集の可能性を勘案し事後評価の体制を構築する必要がある。</p>	<p>平成27年度からの向こう10箇年の計画である第2次もりおか健康21プランでは、保健事業や人口動態、県の調査等から把握できる目標値を掲げており、確実な事後評価ができるよう体制を構築しております。</p> <p>(健康推進課)</p>	<p>第2次もりおか健康21プランにおける歯・口腔の健康づくりの領域については、市で実施している幼児健康診査及び成人歯科健康診査等から把握できる目標項目及び目標値を掲げており、確実に評価できる体制として取り組んでおります。</p> <p>(健康推進課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【結果分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
75	<p>指摘事項14</p> <p>○ 健康相談に係る実施要領の見直しについて</p> <p>健康相談について実施要領で対象としているのは40歳以上であるが、40歳未満の者について健康相談需要が高まっており、必要性が認められるならば要領の見直しを行う必要がある。</p>	<p>健康相談に係る実施要領については、40歳未満の全ての成人を対象とする見直しを行ってまいります。</p> <p>(健康推進課)</p>	<p>平成27年度から、健康相談実施要領については、対象を40歳以上とする年齢制限を外し、全ての市民とする見直しを行いました。</p> <p>(健康推進課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
15	<p>意見 1</p> <p>○ 清掃業務委託に係る届出について</p> <p>清掃業務という業務の特殊性から、ビル内の部外者進入禁止の場所であっても職員と同様に出入りできることを考慮し、職員と同様に清掃業務に従事する人物の管理が望まれる。</p>	<p>清掃業務の従事者管理については、従事者届や清掃記録等を活用し入退庁者の把握を行ってまいります。</p> <p>(企画総務課)</p>	<p>27年度契約分より従来の従事者届に加えて、顔写真の提出を委託業者へ依頼し、身分証明書を常時携帯するよう委託業者に依頼し、清掃従事者の把握ができるよう措置を講じたところです。</p> <p>(企画総務課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況（担当課）
15	<p>意見 2</p> <p>○ 保健所入り口のカギの取扱いについて</p> <p>カギは金属製で複製が容易なものであり、保健所入り口のカギの取扱いとしては不用意である。カギの貸し出し管理だけでなく、カギの複製を防止し、かつ保健所内への入退出記録が残るようにセキュリティカードを利用する等カギの取扱いに関しては慎重に検討する必要がある。</p>	<p>保健所入り口のカギの取扱いについては、他施設の状況を見ながら防犯カメラの設置やセキュリティカードの導入など検討してまいります。</p> <p>(企画総務課)</p>	<p>保健所入り口の開閉については、錠と同時に機械警備の解除・設定を行う必要があり、その際操作時間が記録されるため、入退出記録は管理されております。</p> <p>また、機械警備の解除には複製不可能な専用の電子錠による操作が必要となります。</p> <p>これらの機械警備による入退出記録の管理と錠の貸出管理により、保健所庁舎の入退出は適切に管理されているものと考えております。</p> <p>(企画総務課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
15	<p>意見 3</p> <p>○ 地区保健センターの稼働状況について</p> <p>平成25年度における保健所以外の団体(外部団体)利用数は、高松地区保健センター56回(月平均4.7回)、飯岡地区保健センター14回(月平均1.2回)であるが都南地区保健センターにいたっては7回(月平均0.6回)である。</p> <p>もちろん、単純に外部利用を多くすればいいという訳ではないが、施設の有効利用という観点からは、盛岡市のホームページを利用して外部団体が利用できることを周知するなどの対策を講じるのが望ましい。</p>	<p>地区保健センターは一般住民の利用を目的とした公の施設ではありませんが、地元等の要望に応じて、現在も市以外の団体に対して、個々の事情に応じて貸し出しを行っております。今後におきましても、内容の確認を行いながら、貸し出しを行ってまいります。</p> <p>(企画総務課)</p>	<p>地区保健センターは一般住民の利用を目的とした公の施設ではなく、市保健所庁舎管理要綱で定める庁舎であることから、原則として保健所各課の業務に使用することとしておりますが、地域の子育てサークルや栄養教室、健康づくり教室など、市と協働して健康推進活動に取り組んでいる団体については、利用目的を精査しながら使用を認めております。今後も業務担当者を通じて施設が有効利用されるように貸し出しを行ってまいります。</p> <p>(企画総務課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
27	<p>意見 5</p> <p>○ 患者未収債権の管理について</p> <p>夜間診療であるにも関わらず、患者総数に対する未収件数割合は1%にも満たず、更に、年度末における未収件数は過年度分を含めても26件と少数であった。しかし、未収金管理・納入事務手続、患者の窓口納入の手間、利用者サービスの向上等を考えると診療所の診療費についても、カード支払方式の導入を検討することが考えられる。</p> <p>カード支払方式の導入によるキャッシュレス化は、国民生活の多くの分野で広く普及しており、かつ夜間急患という状況を考慮すれば利用者の潜在的ニーズはあるものとする。</p>	<p>患者の医療費の支払いについては、利用者サービスの向上、未収金の縮減や現金の盗難防止の観点から、カード支払い方式の導入に向けて検討してまいります。</p> <p>(企画総務課)</p>	<p>カード支払いを導入している医療機関と比較して夜間急患診療所利用者の医療費負担は少額であること、還付が生じた際の利用者の手続きが煩雑になることを考慮すると、カード払いを導入しても利用者の利便性向上の効果は薄いと考えられます。</p> <p>未納者への連絡を迅速かつ緊密に行うなどの対応により今年度の滞納はありません。未収金対策については滞納を生じないように引き続き努めてまいります。</p> <p>(企画総務課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況（担当課）
31	<p>意見6</p> <p>○ 業務委託契約に係る仕様書と提出書類（医科）について</p> <p>仕様書に記載の救急医療知識の普及啓発と救急医療に関する情報提供については、専門性の高い内容であり、具体的に方法、内容、頻度等を指定することは困難と思われ、盛岡市医師会の自主性に任せるのも方法の一つである。そのため、仕様書に記載の業務内容は「地域住民に対する救急医療知識の普及啓発」及び「地域住民に対する救急医療に関する情報提供」と記載され、具体的な指示は行っていない。</p> <p>救急医療知識の普及啓発として実施した内容は、他の法人が実施・作成したものを自身のホームページで紹介しているにすぎず、委託先である盛岡市医師会が独自に行ったものは2007年の「もりおか医報人」だけであった。</p> <p>委託業務については、その目的に鑑み、委託した業務を評価できるよう委託する業務の範囲、程度、頻度等の基準を明確にするべきである。適正な履行を確保することによって委託契約の目的が達成されれば、委託事業の目的と内容を明確にした上で、その履行の確認を行うことは重要である。</p>	<p>盛岡市在宅当番・救急医療情報提供実施事業業務委託内容である「地域住民に対する救急医療知識の普及啓発」及び「地域住民に対する救急医療に関する情報提供」については、委託業務の評価ができる仕様書の内容等について見直しを行ってまいります。</p> <p style="text-align: right;">（企画総務課）</p>	<p>盛岡市在宅当番・救急医療情報提供実施事業業務委託内容における「地域住民に対する救急医療地域の普及啓発」につきましては「ホームページ等を利用し、休日や夜間の医療機関の受診の仕方や救急蘇生法等について掲載することにより、地域住民に対する救急医療知識の啓発を図る」と、「地域住民に対する救急医療に関する情報提供」につきましては「夜間急患診療所、休日救急当番医、二次救急入院受入病院、小児救急入院受入病院の当番表を作成し、ホームページ等により地域住民に対し情報提供する」と記載し、委託業務の評価ができるよう仕様書の内容等の見直しを行いました。</p> <p style="text-align: right;">（企画総務課）</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
33	<p>意見 7</p> <p>○ 診療所等に対する立入検査実施計画について</p> <p>病院の立入検査については、医療法第25条第1項の規定に基づく立入検査要綱（平成13年6月14日医薬発第637号・医政発第638号）に従い、全ての病院を対象として原則年1回実施する必要があるが、診療所等に対する立入検査の実施頻度については特段の規定がないことから盛岡市がリスクを考慮の上、独自に決定することができる。しかし、現在、盛岡市は「岩手県病院等立入検査実施要領」に準拠して立入検査を実施している。</p> <p>医療事故、院内感染等の発生リスクを考慮し、診療所の類型化を検討し、また立入検査を実施しない代替手段としての自主点検表を活用する等、盛岡市として効果的かつ効率的に立入検査を実施できるよう盛岡市独自の要綱等の作成が必要と考える。</p>	<p>診療所等の立入検査の実施について、盛岡市の要綱等を作成いたします。</p> <p>(企画総務課)</p>	<p>診療所等の立入検査の実施に係る「盛岡市保健所病院等立入検査実施要領」を平成27年5月に作成いたしました。</p> <p>今後は、本要領に基づき、効果的かつ効率的な立入検査の実施に努めてまいります。</p> <p>(企画総務課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
67	<p>意見10</p> <p>○ 検診票の印刷の請負契約について</p> <p>検診票の印刷契約については契約を分割することなく一括で契約することが合理的であり、随意契約の可否に係る金額の判断についても総額で行うべきである。</p> <p>また、分割契約の可否を含め、随意契約とする根拠の妥当性について検討するとともに、随意契約の選択理由については担当課と契約検査課とで整合性のある書類を保存するべきである。</p>	<p>検診票の印刷の契約について、分割または一括どちらの方法で契約するかについては、その合理性も含め検討してまいります。</p> <p>(健康推進課)</p> <p>随意契約の選択理由については、担当課及び契約検査課において調整し、整合性のある書類といたします。</p> <p>(契約検査課・健康推進課)</p>	<p>平成27年度から、検診票の印刷については、一括による契約とし、その発注に当たり、これまでの随意契約から指名競争入札としました。</p> <p>(契約検査課・健康推進課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
68	<p>意見11</p> <p>○ 受診率向上対策について</p> <p>成人検診の過年度の未受診者などに対して受診勧奨することについても検討すべきである。</p>	<p>受診率向上対策については、国の補助制度を活用し、平成21年度から子宮頸がん検診と乳がん検診のそれぞれ一定年齢の方に、無料で受診できる無料クーポンの配布を行ってきたところです。</p> <p>過年度の未受診者への受診勧奨については、平成26年度において21年度から24年度までの未受診者を対象に再度、無料クーポンを配布しており、さらに平成27年度においても25年度未受診者を対象に、無料クーポン配布による受診勧奨を行ってまいります。</p> <p>(健康推進課)</p>	<p>受診率向上対策については、国の補助制度を活用し、平成21年度から子宮頸がん検診と乳がん検診のそれぞれ一定年齢の方に、無料で受診できる無料クーポンの配布を行ってきたところです。</p> <p>過年度の未受診者への受診勧奨については、27年度において25年度のクーポン対象者のうち、22年度から26年度までの過去5年間の未受診者を対象にし、再度、無料クーポン配布による受診勧奨を行いました。</p> <p>(健康推進課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
68	<p>意見12</p> <p>○ 精度管理規定について</p> <p>事業の質の向上を図るため、各検診の実施要領において精度管理の規定を設け、精度管理の方法を明確にした上で、実際に精度管理の状況を確認し、実施要領に従い業務が実施されていることを確認することが重要である。</p>	<p>各検診の実施要領に精度管理の規定を設け、規定どおり業務が実施されているかを確認できるよう検討してまいります。</p> <p>(健康推進課)</p>	<p>平成27年度から、各検診の実施要領に精度管理の規定の項目を新たに設け、委託先の医療機関及び検診委託機関において、規定どおり業務が実施されているかを確認できるよう体制を整えております。</p> <p>(健康推進課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
69	<p>意見13</p> <p>○ がん検診に係る仕様書について</p> <p>各種がん検診の実施要領等には、「仕様書に明記すべき必要最低限の精度管理項目」が記載されていない項目については追記し、事業の品質の確保を十全に行う必要がある。</p>	<p>各がん検診の仕様書に、明記すべき必要最低限の精度管理項目を設けることといたします。</p> <p>(健康推進課)</p>	<p>平成27年度から、各がん検診の実施要領及び契約書に精度管理項目を新たに設けました。</p> <p>(健康推進課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況（担当課）
70	<p>意見14</p> <p>○ 玉山区における集団検診の委託先について</p> <p>集団検診の随意契約の締結に当たっては、見積書の入手、受注者の業務供給能力の体制把握などに努め、その上で競争入札に適さない旨を明確に文書化し、検証可能性のある状態にする必要がある。</p>	<p>随意契約の締結に当たり、競争入札に適さない理由を明文化するよう、検証してまいります。</p> <p>(健康福祉課)</p>	<p>平成27年度の契約締結時には、予め集団検診を実施することが可能な岩手県対がん協会及び岩手県予防医学協会に対して、参考見積を徴取し検診料金の比較を行いました。</p> <p>また、受注側の履行状況や対応、検診を希望する期間で実施することができるなど、随意契約とする理由の明文化を行い、27年度の契約を締結しました。</p> <p>(健康福祉課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
73	<p>意見16</p> <p>○ 代謝を上げるための運動教室について</p> <p>参加率の向上を図るためには、複数箇所での実施や曜日・時間帯を休日・夜間に見直すなど参加機会の拡充をすることが必要である。</p>	<p>参加率の向上を図るため、会場や曜日、時間帯、周知方法等の見直しについて検討してまいります。</p> <p>(健康推進課)</p>	<p>代謝を上げるための運動教室については、「ゆるフィット運動クラス」に教室名を変更し、参加の行動につながるイメージアップを図りました。</p> <p>運動教室の周知については、広報やホームページのほか、平成26年度から新たにがん検診無料クーポン券通知の中に教室案内のチラシを同封した結果、26年度実績で1回平均参加者が約18人となり、25年度実績の約9人から倍増し、取組の効果が確認できました。</p> <p>(健康推進課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況（担当課）
77	<p>意見17</p> <p>○ MORIOKA「食」教室の職域コースについて</p> <p>事業を毎年実施することができるように企業との調整を図り、当事業目的の達成に努める必要がある。</p>	<p>MORIOKA食教室の職域コースについては、平成27年度から、市民が市の事業や制度を学習する「学びの循環推進事業まちづくり講座メニュー」に、食育に関する講座を新たに設け、企業のみならず、一般市民にも呼び掛けながら実施する方向で、見直しを図ってまいります。</p> <p>（健康推進課）</p>	<p>MORIOKA食教室の職域コースについては、平成27年度から、市民が市の事業や制度を学習する「学びの循環推進事業まちづくり講座メニュー」に、食育に関する出前講座を新たに設け、ホームページに掲載し、チラシを公民館等の公共施設に配置して周知を図っております。</p> <p>（健康推進課）</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
78	<p>意見19</p> <p>○ 特定保健指導に係る封筒及びポスターについて</p> <p>特定保健指導に係る通知封筒の表に特定保健指導の記載をすることは取りやめるとともに、ポスター掲示によって、封筒の色が積極的支援対象者は黄色、動機付け支援対象者は水色であることを案内することも中止すべきである。</p>	<p>封筒の表に特定保健指導を記載することについては、平成27年度から取りやめることとしております。</p> <p>また、ポスターの掲示内容については、平成26年度から改善しているところです。</p> <p>(健康推進課)</p>	<p>平成27年度から、特定保健指導の通知封筒の表に特定保健指導を記載することは取りやめました。</p> <p>また、ポスター掲示内容については、26年度から改善しております。</p> <p>(健康推進課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況（担当課）
84	<p>意見20</p> <p>○ 予防接種委託契約について</p> <p>予防接種の単価契約については、財政課を經由し市長決裁となっている。この際、単価の契約に至った経緯などについて、資料添付によって十分に説明し、検証可能性を増すことによって、保健予防課の責任を軽減することが可能であり、また、経済性に資するものと考えられる。</p>	<p>予防接種委託契約については、今後は、決裁の際に、試算した単価、その算定根拠、算定の際に使用したワクチンの見積り資料、試算単価と契約単価の比較及びその分析などの検討に資する資料を添付してまいります。</p> <p style="text-align: right;">（保健予防課）</p>	<p>平成27年度より、予防接種の実施に当たっては、試算した単価、その算定根拠、ワクチンの見積り資料等を決裁文書に添付しております。</p> <p style="text-align: right;">（保健予防課）</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
84	<p>意見21</p> <p>○ 予防接種率の分析・管理について</p> <p>予防接種率向上のためには前期比較や目標実績比較など、予防接種率の分析・管理が有効に行えるよう、引き続き工夫していくことが肝要であると考えられる。</p>	<p>予防接種率の分析・管理については、専門家（医師会）の意見を聞いたり、他市町村の状況等を調査するなど、引き続き工夫してまいります。</p> <p>(保健予防課)</p>	<p>予防接種率の分析・管理については、専門家（医師会）との意見交換や、他市の状況調査などを行っており、今後も引き続き工夫してまいります。</p> <p>(保健予防課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
92	<p>意見26</p> <p>○ 監視指導件数の目標設定方法について</p> <p>生活衛生指導事業のうち営業施設等への監視指導の目標は、望ましい水準として、2年に1度や3年に1度という様に定められている。しかし、実際にはリスクの大きいと考えられる公衆浴場や温泉の監視指導に多くの時間を割いており、目標との乖離が著しい結果となっている。これは例年の傾向であるとのことである。この点について、目標による管理を適切に行うためには、実績と比較するための目標が現実的な条件下で達成可能な水準にあることが望ましい。現状では、許認可業務や相談業務等の監視指導以外の調節不可能な業務量の多寡により、単年度の監視指導の実績が影響を受けることはやむを得ないが、それらの影響を考慮した上で目標と実績の比較を行うことにより目標による管理が可能となるよう、実態に即した目標設定が望ましい。</p>	<p>今後、監視目標については、従前の業種別監視頻度を基本としながら、当該年度における重点監視施設等の立入方針を勘案し、設定することとします。また、監視指導の実績については、計画施設数に対する監視実施済みの施設件数を用いて達成率を表記することとし、監視指導のべ件数についても併記することといたします。</p> <p>(生活衛生課)</p>	<p>監視目標については、平成27年度における重点監視施設等の立入方針に基づいて監視目標を設定しました。</p> <p>また、監視指導実績については、計画施設数に対する監視実施済み施設件数を用いて達成率を表記し、監視指導のべ件数についても併記することとしました。</p> <p>(生活衛生課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況 (担当課)
97	<p>意見27</p> <p>○ 立入検査時の違反事項の記録とフォローについて 立入検査において違反事項を発見した場合には、その状況について記録を残すとともに、違反事項が確実に改善されるようなフォローの手順を明確に定めるべきである。</p>	<p>立入検査において違反事項を発見した場合は、その場で改善を指導しておりますが、今後は、違反事項の改善の経過を記録してまいります。</p> <p>(生活衛生課)</p>	<p>違反事項を発見した際には、「食品衛生に関する監視指導の実施に関する指針」(平成15年8月29日付け厚生労働省告示第301号)及び盛岡市食品衛生関係行政処分等事務取扱要領(平成20年4月1日付け保健所長決裁)に定める手順のとおり指導を行うほか、軽微な違反についても記録することとし、過去の指導状況の記録についても確認した上で、より確実に改善がなされるよう指導を行うこととしました。</p> <p>(生活衛生課)</p>

平成26年度包括外部監査結果等(措置計画)に基づく措置状況(地方自治法第252条の38第6項)

テーマ：保健所に係る財務事務の執行について【意見分】

部局等名 保健福祉部

報告書頁	指摘事項等	措置計画	措置状況（担当課）
97	<p>意見28</p> <p>○ 立入検査の件数の集計方法について</p> <p>立入検査の件数のカウントの方法は習慣的に行っているものであるとのことであるが、市民がホームページ閲覧した場合に、立入検査件数についてについて誤解が生じる恐れがある。市民とのリスクコミュニケーションを効果的に行うためには、保健所が行っている事業の内容や規模を理解してもらうことが重要であると考えられる。よりよい理解のため、カウントの方法を注記することが望ましい。</p>	<p>立入検査の件数の集計方法については、岩手県を含め全国の自治体の殆どが、市と同様の監視延べ人数による集計方法を採用しておりますことから、現時点では注記する予定はありません。</p> <p>(生活衛生課)</p>	<p>関係機関等及び所内での協議の結果、当市だけが注記を加えることは、むしろ閲覧者に混乱を及ぼす可能性があることから、岩手県を含め全国の多くの自治体と同様に、カウントの方法に係る注記については行わないこととしました。</p> <p>(生活衛生課)</p>